

# 第4回長崎県総合計画・総合戦略懇話会(部会・全体) 次第

## 【部 会】

日時 令和7年10月9日(木)14:00～15:00

会場 こども・くらし部会 311会議室  
しごと部会 312会議室  
にぎわい・まち部会 大会議室B

1. 開会
2. 部会長挨拶(1分)
3. 事務局説明(10分)
4. 各委員コメント(45分)
5. 閉会

## 【全体会】

日時 令和7年10月9日(木) 15:30～16:00

会場 大会議室C

1. 開会
2. 会長挨拶(2分)
3. 事務局説明(5分)
4. 部会長報告(15分)
5. 知事挨拶(5分)
6. 閉会

# 「長崎県総合計画・総合戦略懇話会」委員名簿(部会別)

## ■「長崎県総合計画・総合戦略懇話会」委員名簿(50音順、敬称略)

		役職等	氏名		役職等	氏名	
こども・くらし	1	一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会 会長	上田 崇仁	しごと	6	長崎大学工学部 教授	大島 多美子
	2	一般社団法人長崎県介護支援専門員協会 会長	七種 秀樹		7	公募委員	後藤 満雄
	3	公募委員	佐藤 信一		8	公益財団法人ながさき地域政策研究所 理事長	鶴田 貴明
	4	長崎県PTA連合会 副会長	田崎 飛鳥		9	株式会社十八親和銀行 地域振興部長	富永 泰弘
	5	NPO法人環境保全教育研究所 代表理事	豊田 菜々子		10	豊田通商株式会社 ネクストモビリティ推進部 ビジネスイノベーショングループ 課長補	松山 ミッシェル 実香
	6	長崎大学地域医療学 教授	永田 康浩		11	公募委員	原田 大輔
	7	生活協同組合ララコープ 会長	春田 さつき		1	昭和女子大学 昭和ボストン・アドバイザー	植松 基員
	8	早稲田大学 文学学術院 准教授	矢内 琴江		2	国土交通省九州運輸局 交通政策部長	大久保 栄作
	9	公募委員	山口 弘幸		3	日本防災士会 長崎県支部長	川浪 良次
	10	公募委員	山本 直子		4	長崎県立大学地域創造学部 教授	黒木 誉之
	11	長崎純心大学 教授	吉武 久美子		5	公募委員	桑原 淳志
しごと	1	長崎商工会議所 常議員	安達 健太郎	にぎわい・まち	6	株式会社JTB総合研究所 執行役員 地域交流共創部長	河野 まゆ子
	2	協同組合長崎卸センター 理事	池田 久美子		7	長崎県離島振興協議会 事務局長	城 壮大
	3	長崎県漁協女性部連合会 理事	犬束 ゆかり		8	株式会社長崎新聞社 県央総局長	高比良 由紀
	4	日本労働組合総連合会長崎県連合会 事務局長	岩永 洋一		9	株式会社西海クリエイティブカンパニー 取締役 VPoE	星野 美緒
	5	前長崎県農業協同組合中央会 専務理事	大久保 一彦		10	株式会社リージョナルクリエーション 長崎スタジアムシティ戦略部 スタジアムシティ企画宣伝課 課長	松岡 智史
					11	公募委員	由井 映美

# 今後の懇話会運営について

- R9年度からR13年度までの間、総合計画・総合戦略懇話会において、前年度の地方版総合戦略に関する取組内容の効果検証及び次年度の「新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)」事業の構築等にかかる意見交換を実施
- 意見交換テーマに関連する専門分野の委員を中心に10名程度を招集
- 総合計画の中間見直しを行う際は、改めて委員の招集を予定



## 長崎県総合計画・総合戦略懇話会開催要綱

### (趣旨)

第1条 総合計画及びまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略（以下、「計画」という。）の策定等を行うに当たり、県民等に広く意見を求めるため、長崎県総合計画・総合戦略懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見交換及び必要な検討を行う。

- (1) 社会の潮流を踏まえた今後の長崎県の方向性
- (2) 県が作成する計画の案
- (3) 計画の見直し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画及びまち・ひと・しごと創生に関し必要な事項

### (組織)

第3条 懇話会は、各分野の有識者や各種団体、県民等の中から、知事が選任する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、計画の策定開始年度から当該計画期間の最終年度の翌年度末までの期間とし、計画ごとに33名以内で構成する。

### (会議)

第4条 懇話会は、知事が必要に応じて開催する。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長1名及び副会長1名を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する  
3 会長は、その議長となるとともに、会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (部会)

第6条 懇話会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。  
2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。  
3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。  
4 部会長は、当該部会の議長となるとともに、当該部会の事務を掌理し、当該部会の会議の経過及び結果を会長に報告する。  
5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する者が、その職務を代理する。

### (検証委員会)

第7条 懇話会は、その定めるところにより、第2条第3号及び第4号に定める事項等に

関する意見交換及び検討を行うため、検証委員会を置くことができる。

- 2 検証委員会に属する委員は、内容に応じて知事が指名する。
- 3 検証委員会には、必要に応じてオブザーバーを出席させることができる。

### (庶務)

第8条 懇話会の庶務は、長崎県企画部政策企画課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

- 1 この要綱は、令和6年9月9日から施行し、令和8年度以降を計画期間とする計画から適用する。
- 2 第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証等については、長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会において行うものとする。